

宮城県国民健康保険運営方針(案)に対する第1回国民健康保険運営協議会での意見

資料3-2

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
1	P22, 23 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	健康づくりに関わる業務について、県と協会けんぽの更なる連携を図っていきたい。	これまで県と協会けんぽは覚書を締結し、健康づくりを推進しているが、今後さらに特定健診や特定保健指導をはじめ、その他の健康づくりに関わる業務の連携をより図っていくことが非常に必要だと思う。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
2	P22, 23 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	健康づくりへの協力という記載があつてほしい。	運営方針案には、健康づくりへの協力という記載があつてほしい。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
3	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	特定保健指導実施率が低いので、県全体として特定保健指導に取り組んでいく必要がある。	特定健診受診率は高く特定保健指導実施率が低いのは、宮城県全体の課題なので、県全体として特定保健指導に取り組んでいく必要がある。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
4	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品使用の数値目標を明記すべき。	後発医薬品の使用促進について、案のような記載だけでなく、ある程度数値目標を明記することも必要ではないか。	運営方針案第6章3では、「各市町村は、第3期宮城県医療費適正化計画(平成30年度から35年度)に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組むこととする。」と記載しています。 なお、今年度末に作成予定のこの計画には、後発医薬品の具体的な使用促進策や数値目標が記載されることとなっております。
5	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品使用の数値目標は、どこに設定するのが適切かの判断が難しい。	後発医薬品の使用について目標を掲げるのは大事だが、目標をどこに設定することが適切なのか判断することも難しいのではないか。	No. 4に記載のとおりです。

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
6	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品の使用促進のためには、数値目標だけ設定しても意味がない。	後発医薬品の使用促進のためには、数値目標だけ設定しても意味がない。後発医薬品の使用促進のみを国保運営方針に記載し取り組んでも、結果として「最終的には製薬会社が儲けただけではないか。」との声が出てくることが想定される。このようなことにも配慮して取り組まないと後発医薬品の使用割合は上がらない。	No. 4に記載のとおりです。
7	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品の普及には、正確な情報を医療機関等へお知らせする必要がある。	後発医薬品について、診療する現場で奏功状況等の正確な情報が得られず、安全策として先発医薬品を選択する、という意見もあるので、後発医薬品の普及には、正確な情報を医療機関等へお知らせする必要がある。	御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	医療費の適正化には、後発医薬品の使用割合に全国的な差があることも大きな問題。	医療費の適正化には、後発医薬品の使用割合に全国的な差があることも非常に大きな問題。使用割合が低い県と高い県にバラつきがあって、さらに使用頻度にも差がある状態なので、まず現状を適正化していくことが大きな課題。	御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	P25 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項	被用者保険と国民健康保険のデータの連携により、非常に大きなデータになる。	被用者保険も大量のデータを保有しているので、このデータと国民健康保険のデータをどのようにドッキングして、どのように分析していくかが、県内の医療分析等を含めての非常に大きなデータになると考る。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することいたしました。

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
10	P25 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項	被用者保険と国民健康保険のデータを、様々な健康づくりに活用できればよい。市町村が進めやすい環境整備が必要。	この機会に国民健康保険のデータと被用者保険のデータを、より様々な健康づくりに活用できればよいと考える。協議を進めて、市町村が進めやすい環境を整備していくことが必要。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。